

第4章 施策の展開



第1章
計画の推進に
あたって

第2章
持続可能な社会を取り
巻く現状と課題

第3章
計画の基本的な
方向

第4章
施策の展開

基本
目標 1

基本
目標 2

基本
目標 3

第5章
計画の推進に
あたって

第6章
地区別の状況

資料
編

「第4章 施策の展開」の見方

基本目標1

福祉を身近に感じる環境づくり

施策1 福祉を「知る」機会の充実

島田市の「いま」

- 市民福祉意識調査によると、若い年代を中心に近所づきあいが希薄になってきていることがうかがえます。
- 市民福祉意識調査によると、各年代で福祉サービスについて情報を入手していない人が多く、福祉に関心をもってもらえるような情報発信や啓発を行う必要があります。

市民の声



福祉に対して理解のある人、関心・無関心の人がいると思われるが、関心のある人に対してはより充実した情報提供を、無関心の人には関心を持ってもらえるようなきっかけづくりが必要と思われます。
(市民福祉意識調査)

施策の方向性

あらゆる媒体を用いて福祉に関する情報発信を行います。また、市民に福祉に関心をもってもらうよう、若い世代を中心に福祉に関する啓発を行います。

具体的な取組

市民・地域の役割(できること、取組、お願いしたいこと)

- 地域のつながりの大切さに目向け、福祉についての情報を入手しましょう。
- 地域の行事や集まりの場等で、地域福祉に関する情報共有をしましょう。

島田市の「いま」

統計や市民福祉意識調査、懇談会等の結果のうち、施策と関連するものを島田市の現状として掲載しています。

市民の声

市民福祉意識調査、懇談会等における市民の意見のうち、施策と関連するものを掲載しています。

施策の方向性

現状を踏まえ、今後5年間の施策の大まかな方向性を掲載しています。

市民・地域の役割

施策を推進するために、市民や地域で実践してほしい取組を掲載しています。

行政・社会福祉協議会の取組

施策を推進するために、今後5年間で行政や社会福祉協議会が行う具体的な取組を掲載しています。

行政・社会福祉協議会の取組

◎ 広報・啓発活動の充実

具体的な取組	内容
島田市子育て応援サイト「しまいく」による子育て情報の発信 	子育てに関する総合的な窓口として、子育て支援サービスの情報を子育て世代に向けて積極的に発信していきます。
SNSを活用した情報発信  	LINE、フェイスブック、Instagram等の各機能を活用し、リアルタイムで福祉情報を発信します。登録者数を増やし、市民が福祉情報を知り、参加できるようにします。また、支援を必要とする人へ相談窓口や支援策等の情報が届くように、広報紙やホームページ、SNSなどを通じて発信します。
支援を必要とする人への情報発信  	地域の困りごと、生活困窮、ひきこもり、権利侵害等、支援を必要とする人へ相談窓口や支援策等の情報が届くように、広報紙やホームページ、SNSなどを通じて発信します。
広報紙「みんなのふくしだより」の発行 	年4回程度発行し、市民へ福祉情報を提供します。市民が福祉に関心を持ち、福祉活動へ参加するきっかけをつくります。また、福祉活動団体への取材を強化し、福祉活動を市民が知る機会とします。

目標指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
しまいくサイトのホームページ総ビュー数 	378,718件※1	380,000件
ホームページ閲覧数 	13,542件	15,000件
ソーシャルメディアによる情報発信数 (フェイスブック、Instagram、LINE等) 	228件	275件
動画(YouTube)配信数 	25件	25件

※1：令和元年度

目標指標

施策の達成度を客観的に評価するために設定している目標指標を掲載しています。

基本目標1

福祉を身近に感じる環境づくり

施策1 福祉を「知る」機会の充実

島田市の「いま」

- 市民福祉意識調査によると、若い年代を中心に近所づきあいが希薄になってきていることがうかがえます。
- 市民福祉意識調査によると、各年代で福祉サービスについて情報を入手していない人が多くなっています。福祉に関心をもってもらえるような情報発信や啓発を行う必要があります。

市民の声



福祉に対して理解のある人、関心・無関心の人がいると思われるが、関心のある人にはより充実した情報提供を、無関心の人には関心を持ってもらえるようなきっかけづくりが必要と思われます。
(市民福祉意識調査)

施策の方向性

あらゆる媒体を用いて福祉に関する情報発信を行います。また、市民に福祉への関心をもってもらおうよう、若い世代を中心に福祉に関する啓発を行います。

具体的な取組

市民・地域の役割(できること、取組、お願いしたいこと)

- 地域のつながりの大切さに目を向け、福祉についての情報を入手しましょう。
- 地域の行事や集まりの場等で、地域福祉に関する情報共有をしましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

◎ 広報・啓発活動の充実

具体的な取組	内容
島田市子育て応援サイト「しまいく」による子育て情報の発信 市	子育てに関する総合的な窓口として、子育て支援サービスの情報を子育て世代に向けて積極的に発信していきます。
SNSを活用した情報発信 市 社協	フェイスブック、インスタグラム、LINE等の各機能を活用し、リアルタイムで福祉情報を発信します。登録者数を増やし、市民が福祉情報を知り、参加できるようにします。また、支援を必要とする人へ相談窓口や支援策等の情報が届くように、広報紙やホームページ、SNSなどを通じて発信します。
支援を必要とする人への情報発信 市 社協	地域の困りごと、生活困窮、ひきこもり、権利侵害等、支援を必要とする人へ相談窓口や支援策等の情報が届くように、広報紙やホームページ、SNSなどを通じて発信します。
広報紙「みんなのふくしだより」の発行 社協	年4回程度発行し、市民へ福祉情報を提供します。市民が福祉に関心を持ち、福祉活動へ参加するきっかけをつくります。また、福祉活動団体への取材を強化し、福祉活動を市民が知る機会とします。
動画配信(YouTube) 社協	福祉教育関係に加え、ボランティア活動者の登壇や、活動団体や事業などを紹介し、内容を充実します。また、島田市社会福祉協議会（以下「市社協」という）が主催または関係したシンポジウムや研修会も編集して配信します。
社会福祉大会の開催 社協	福祉関係事業へ長年、功績のあった人や団体の表彰や福祉活動団体の発表等を通じて、福祉啓発を図ります。また、福祉講演会やシンポジウムを合わせて開催し、市民が福祉への理解を深める機会とします。
各地区でのイベントへの参加 社協	年間を通じて、市内各地区で開催されるイベントに参加し、市社協や福祉活動のPRをします。
福祉標語の作品の募集等の企画 社協	市民全般が福祉について考え、思いを伝える機会として、福祉標語等の作品を募集します。参集する企画とは別に、郵送やインターネット、市民が参加しやすい方法を採用し、福祉への参加促進を図ります。

目標指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
しまいくサイトのホームページ総ビュー数 市	378,718 件※1	380,000 件
ホームページ閲覧数 社協	13,542 件	15,000 件
ソーシャルメディアによる情報発信数 (フェイスブック、インスタグラム、 LINE等) 社協	228 件	275 件
動画(Youtube)配信数 社協	25 件	25 件

※1：令和元年度

コラム

SNSでつながる居場所

「高齢者が自分で歩いて行ける場所に人と交流できる場所があれば介護予防につながる。」と知ったAさん。昔から旅行など一緒に出かけていた地域の仲間と声をかけ、公会堂に誰もが気軽に來ることができ『居場所』をつくりました。体操をする他、参加者が得意なことを活かし、みんなで楽しい時間を過ごしています。

「対象者を分けずに、子どももお年寄りも障害のある人もみんなが参加できる居場所ができたなら素敵だな。」と思っていたBさん。障害者施設を会場とした地域の子どもへの学習支援を始めると、自然と子どもと障害のある人との交流が生まれました。また、BさんがSNSなどで伝える思いに共感した地域のお年寄りや学生が「私ができることで子どもとかかわりたいからボランティアに行きたい。」と居場所に参加するようになりました。『みんなの居場所づくり』が少しずつ広がっています。

施策2 福祉を「学ぶ」機会の充実

島田市の「いま」

- 地域住民同士の関係性が希薄になり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いの機能の低下が危惧されている中、改めて地域のつながりを強化していくためには、市民一人ひとりが福祉を学び、理解を深める必要があります。
- 市民福祉意識調査によると、地域福祉について学ぶ機会を設けることを求める声も一定数あるため、地域福祉を学ぶ意義や重要性の周知も行う必要があります。

市民の声



出前講座の充実等、子どもに対する福祉教育を進めてほしいです。
(地域福祉活動団体懇談会での意見)

施策の方向性

一人ひとりがそれぞれの立場を理解し、認め合い、思いやることができるよう、すべての市民を対象に福祉教育を推進します。

具体的な取組

市民・地域の役割(できること、取組、お願いしたいこと)

- 自治会や地区社協は、福祉をテーマにした学習会を開催し、地域福祉についての理解を深めましょう。
- 子どもに対して行う福祉教育について、保護者や地域も理解を深め、地域で助け合い・支え合いを実践できるようにしましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

◎ 子どもに対する福祉教育の推進

具体的な取組	内容
学校教育における福祉教育の推進 市	総合的な学習の時間等を活用し、地域の人々との交流や高齢者疑似体験などの体験活動を通して、子どもたちが地域の課題について自ら考え行動する力を育てます。
保育体験学習の実施 市	小さな子どもへの理解を深めるため、幼稚園・保育所等と小・中学生、高校生との交流や保育体験学習を実施します。
中学生赤ちゃんふれあい体験事業 市	中学生と赤ちゃん親子とのふれあいをきっかけに命の大切さを学び、大切に育ててくれた親への感謝の気持ちを持つきっかけづくりをします。
子どもへの福祉教育（小学生） 社協	学校からの相談に応じ、福祉教育のプログラム作成や出前講座を実施します。高齢者や障害のある人等の対象者・当事者理解（知ること）から、困っている人がいた時に声をかけることを目標に、学校や当事者、ボランティア活動者、福祉施設、地域包括支援センター★等と連携した展開をします。
子どもへの福祉教育（中・高生） 社協	学校からの相談に応じ、福祉教育のプログラム作成や出前講座を実施します。小学生までの当事者理解から、地域理解や主体性への働きかけを意識した福祉教育を学校と相談して展開します。
福祉教育プログラムの見直しや開発、講師の育成（福祉教育推進のための各種連携強化） 社協	将来の活動者（福祉人材）の育成を目標に、福祉教育プログラムの見直しや開発をします。教育委員会や学校をはじめ、関係者・団体との連携を強化し、特に福祉教育への協力者（講師）の育成を図ります。
子どもの福祉体験学習の実施 社協	福祉教育等を通じて、福祉に関心のある子どもたちが、長期休暇や土日祝日に、地域で福祉を学ぶ機会をつくりまします。

◎ 地域における福祉教育の推進

具体的な取組	内容
市政出前講座（ふれあい しまだ塾）の実施 市	市職員が市内団体等を対象に市の様々な施策や事業について積極的にPRするとともに、市民の市政への理解を深めまちづくりの担い手として市民意識を高めます。
介護予防普及啓発事業 市	高齢者が地域で元気に暮らせるよう、講話や体操、レクリエーションなどを取り入れた介護予防事業を実施し、介護予防や認知症予防の知識の普及を図ります。
各地区での懇談会や座談会の開催 社協	福祉のまちづくりについて、市民が話し合い、学ぶ機会をつくれます。地域での福祉への機運を高め、地域での福祉課題の解決に向けた住民主体の福祉活動のきっかけの1つとします。
公開セミナーや出前講座の実施 社協	「介護」「障害」「子ども」「生活困窮」「災害」「ひきこもり」「成年後見」等の福祉課題をテーマにした定期セミナーや研修会を開催し、市民が気軽に福祉を学ぶ機会をつくれます。
企業への出前講座の実施 社協	企業が社員教育や社会貢献を計画した時に、企業とともにプログラムを作成し、各種研修や活動へ展開できるように支援します。
SNS普及講座の実施 社協	SNSになじみの薄い人や活動者を対象に、使い方の講座を開催します。活動者の理解を高め、市社協への掲載依頼を増やすことや、活動者自身から情報発信できることを目指します。

目標指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
介護予防出前講座開催回数 市	16回	30回
福祉出前講座実施校 社協	19校	25校※1
公開セミナーの実施回数 社協	3回	4回

※1：全校（統廃合による5年後の校数）

施策3 地域におけるふれあい・交流機会の充実

島田市の「いま」

- 市民福祉意識調査によると、約3割の人が地域の行事、地域活動へ参加していません。特に若い世代で参加している人が少なくなっています。
- 市民福祉意識調査によると、地域の行事、地域活動へ参加しない理由として、時間的な余裕のなさや知らない人ばかりである、行ったことがない、行事の情報を知らない等が挙げられています。地域の行事、地域活動に関する情報提供を強化するとともに、参加したいと思うことや気軽に参加できる活動にするための内容の見直し、充実が求められます。

市民の声



障害を特別視しないためにも、もっともっと広い世代や障害のある人との交流、日常的なかかわりのできる環境になればと思います。
(市民福祉意識調査)

施策の方向性

地域住民同士がふれあい、交流することができる場や機会の充実を図ることで、住民同士の関係づくりや互いに支え合う地域づくりにつなげます。

具体的な取組

市民・地域の役割(できること、取組、お願いしたいこと)

- 自分が行事に参加するときには、地域の人に「参加しませんか」など、ひと声かけてみましょう。
- 地域ふれあい事業など高齢者の交流拠点においては、男女問わず参加しやすい企画を考えましょう。
- 子育てをしている人は、地域の中の子育ての先輩にアドバイスを求めてみましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

◎ 地域での交流促進

具体的な取組	内容
健康づくり啓発事業 市	健康ウォークや講演会の開催、楽しみながら健康で幸せに暮らせることを応援するポイント制度「健幸マイレージ事業」の実施等を通じて、地域における健康づくりと交流の活動を推進します。
社会教育施設の機能充実 市	イベントや講座の開催などを通じて、地域をつなぐ拠点として、地域住民の交流や学習、地域づくりを支えます。
老人クラブ・シルバー人材センターへの支援 市	高齢者の生きがいづくりと社会参加を図るため、老人クラブ及びシルバー人材センターに対して、活動費の助成や広報支援をします。
高齢者学級の開催 市	高齢者の生きがいづくりと社会参加を図るため、市内の公民館等で高齢者学級を開催し、学習と交流の場を提供します。
手話通訳者・要約筆者派遣事業 市	市内の行事や講演会等に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、障害のある人が参加しやすい環境づくりをします。
保育所における多世代交流の促進 市	保育所等において、様々な年代の人とのふれあいの機会を充実し、地域で子どもを育てる意識の醸成を図ります。
学校における地域交流活動の推進 市	地域の人たちとの交流を通じて、地域で子どもを育てる意識の醸成を図ります。
コミュニティスクール・地域学校協働本部事業 市	地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるために、地域と学校が連携・協働しながら、様々な活動を行います。
子育て学習支援事業 市	子育て中の親の学習（親学講座）、家庭教育の充実のための家庭教育講座、家庭教育学級、子育て広場、子ども読書活動の推進支援などを実施します。
児童健全育成事業 市	児童館、児童センターで地域の高齢者や多世代と交流する事業を実施します。
多世代交流や障害のある人との交流の機会の創出 社協	市民が気軽に福祉にふれる機会や交流の場として開催します。子どもから高齢者、障害の有無にかかわらず、相互理解の場となるような企画をします。

目標指標

指標名		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
健幸マイレージ参加者数	市	997 人	1,800 人
家庭教育講座の延べ参加者数	市	1,343 人	2,000 人
地域学校協働本部事業等ボランティア活動 延べ人数	市	36 人	1,000 人
多世代交流や障害のある人との交流の機会	社協	年1回	年1回

コラム

互いに支え合う地域づくり

P T A活動を通して子どもたちと関わるのが自身の喜びとなっていたCさん。児童虐待のニュースに心を痛め、「子どもたちが生きていく中で少しでも喜びや一筋の光を持てたら…」と思い、子ども食堂を始めました。調理や配膳など地域の人や中高生がいきいきとボランティア活動を行い、子どもと子育て中の人に楽しい時間を提供しています。また、活動をする中で、子育て中の生活困窮者への支援が必要だと感じ、缶詰などの食糧や生理用品などを渡す支援も始めました。活動を知った地域の農家や住民から「子ども食堂で使ってください。」と食材の寄附が集まるなど、活動を支える『応援団』が増え、互いに支え合う地域づくりにつながっています。



子ども食堂で活躍する中高生ボランティア

基本目標2

福祉課題を解決することができる地域づくり

施策1 地域を支える人材の育成

島田市の「いま」

- 全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、地域を支える人材が減少しています。また、価値観やライフスタイルの変化、定年後も働く人の増加等の影響により、地域活動へ参加する人の減少もみられます。
- 市民福祉意識調査によると、ボランティア、NPO活動へ参加したことがない主な理由については、「自分にあった時間や内容で活動できないため」「身近な団体や活動内容に関する情報が入手しにくい」が高くなっていることから、市民が活動しやすい時間帯や活動内容を把握し、参加しやすい活動となるよう見直しを進めることが求められています。

市民の声



活動の担い手、後継者の確保が難しくなっています。
(地域福祉活動団体懇談会での意見)

施策の方向性

地域活動やボランティア活動を継続して行うことができるよう、地域を支える人材やボランティア活動に取り組む人材の育成を図ります。

具体的な取組

市民・地域の役割(できること、取組、お願いしたいこと)

- 行政や社会福祉協議会等から情報を入手し、子どもや若者が「やってみたい」と思えるボランティア活動を企画しましょう。
- 休日に短い時間で参加できるボランティア等、働いている人でも参加しやすいボランティア活動を企画しましょう。
- 「自分にもできそう」「やってみたい」と思えるボランティアを見つけましょう。
- 友達や仲間を誘い、ボランティアに参加してみましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

◎ 活動への参加促進

具体的な取組	内容
社会教育講座の開催 市	地域課題解決に取り組む人材育成を目的に、社会教育講座を開催します。
青少年リーダーの育成 市	中高生以上を対象とした青少年リーダー養成講座である「はばたけリーダー」等の実施により、地域活動やボランティア活動で活躍できる人材を育成します。
協働のまちづくりセミナーの開催 市	市民のまちづくりに対する意識啓発及び市民レベルでの課題解決に向けて、主体的に行動できる人材を発掘、育成します。
学校外での活動の機会づくりや参加支援 社協	放課後、土日祝日、長期休暇に、気軽にボランティア活動へ参加できるような情報提供や機会づくりから参加支援をします。特に、福祉活動に関心のある高校生、大学生への支援に努めます。

◎ ボランティア活動の推進

具体的な取組	内容
認知症サポーター★養成講座の開催 市	小中学校や企業など幅広い層を対象に、認知症の正しい理解と、認知症の人やその家族を支援することができる「認知症サポーター」を養成するための講座を開催します。
手話・点訳・要約筆記ボランティア養成事業 市	手話・点訳・要約筆記に係る各種奉仕員養成講座を開催し、ボランティアの養成を図ります。
ファミリー・サポート・センター事業 市	地域において子育ての援助を受けたい人（委託会員）と子育ての援助を行いたい人（受託会員）との相互支援活動の連絡・調整等を行い、地域住民との協働による子育て支援サービスを提供します。
ボランティア活動の相談 社協	主に福祉に関するボランティア活動へ関心を持った人の相談に応じ、相談者の希望に沿った活動ができるように支援します。支援にあたり、ボランティア活動の手引きを作成し、理解を深めてもらいます。

具体的な取組	内容
ボランティア活動者の育成 社協	ボランティア活動へ関心のある人を対象に、講座や研修会を開催し、ボランティア活動や地域福祉活動を理解する機会をつくります。そして、ボランティア団体、地区社協、居場所等での活動者を育成します。

目標指標

指標名		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
青少年リーダー育成事業参加者数 市		8人	13人
認知症サポーター養成者数 市		14,007人	20,000人
ボランティア活動者数（保険加入数） 社協		3,484人	3,700人
ボランティア活動に関する相談件数 社協		207件	240件

コラム

中学生の「きづき」～自分にできること

認知症がある妻と2人暮らしのDさん。一人で抱え込まないように地域包括支援センター（島田市の愛称：高齢者あんしんセンター）の事業や介護者の集まりなどに参加していました。しかし、介護疲れから、妻から一瞬目を離した時に、妻が一人で外出してしまいました。「雨の中、傘もささずに立っているけどおばあちゃん大丈夫かな？」妻の様子に気づいたのは下校中の中学生でした。学校に戻りそのことを先生に伝え、先生が地域包括支援センターへ連絡し、妻は無事にDさんと一緒に家に帰ることができました。地域の人たちの見守りがあることで、『住み慣れた地域で安心して生活したい』という思いを叶えることができます。



小中学校での認知症サポーター養成講座

施策2 地域福祉推進体制の整備、発展

島田市の「いま」

- 市民福祉意識調査によると、民生委員・児童委員の認知度については「知っている」が全体の約4分の3となっています。民生委員・児童委員が市民や地域の困りごとを把握し、専門機関等へつなげることができるよう、民生委員・児童委員の役割や活動内容について、広く周知を進める必要があります。
- 市民福祉意識調査によると、今後地域で行う必要がある支援について「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」「災害等に備えた地域での協力体制づくり」「ひとり暮らし高齢者の見守り等の活動」が高くなっています。
- 市民福祉意識調査によると、地域に住む人同士が助け合い、支え合える地域づくりのため、今後市で行う必要がある支援については「孤立している障害者・介護を要する高齢者を時々訪問して、声をかける」「地域の人々が交流する機会を設ける」「自治会・町内会やボランティア等の活動団体を支援する」と回答した割合が高くなっています。行政や社会福祉協議会、関係機関、地域組織、関係団体、市民等で役割を分担するとともに、連携を強化し、包括的な支援体制の構築を進める必要があります。

市民の声



学校単位で地区社協の組織を確立すべきと思います。
(市民福祉意識調査)

施策の方向性

地域活動やボランティア活動をより活発に、また、活動の基盤をより強固にしていくために、活動支援や地域福祉推進のための体制を強化します。

様々な手法により福祉ニーズを把握し、地域ごとの福祉課題を明らかにするとともに、課題解決のための仕組みづくりを進めます。

具体的な取組

市民・地域の役割(できること、取組、お願いしたいこと)

- ボランティアやNPO団体は、他団体と合同勉強会を実施するなど、連携と情報共有体制を強化し、活動内容を充実させましょう。
- リーダーや役員への負担が集中しないよう、組織や地域全体でフォローしましょう。
- 地区社協が設立されていない地域では、組織設立の取組を進めましょう。
- 日常生活の中で感じる不安や困りごとを発信し、地域の中でどのような手助けが必要かを共有しましょう。
- 身近な困りごと、支援のニーズを把握し「自分にできること」を発信しましょう。
- 地域の中での困りごとの発見機能を強化するとともに、関係機関と情報共有、連携し、地域で解決できる方法を見つけましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

◎ 団体への支援

具体的な取組	内容
民生委員・児童委員への活動支援 市	民生委員・児童委員の職務遂行に必要な知識と技術習得のため、県や関係機関と連携し、各種研修会を実施します。
地区福祉活動団体等への活動支援 市	既存のボランティア団体や、地域ふれあい事業等、市民が中心となって行う活動に対し、運営支援、相談支援をします。
ボランティア団体への運営支援 社協	ボランティア団体からの活動相談、ボランティア活動室の貸出、ネットワーク会議の開催、各種補助金や活動に関する情報提供など、安定して活動ができるように運営を支援します。
地区社協の基盤整備 社協	地区社協が未設置の地区や地区の再編を検討する地区と相談し、地区社協活動が実施できるように支援します。
地区社協の運営支援 社協	地区社協からの活動相談、小地域福祉活動連絡会の開催、各種補助金や活動に関する情報提供など運営を支援します。さらに、新たな福祉課題に対応できるように支援します。

◎ 関係機関との連携や情報共有

具体的な取組	内容
関係機関等との連携・ 情報共有 市	地域福祉活動の円滑化・充実のため、生活支援をつなぐ会等を通じ、自治会や地区社協、民生委員・児童委員、保健委員等の関係団体との連携・情報共有体制を強化します。 子育て支援ネットワークを通じた子育て支援団体や関係機関との連携、情報共有体制の強化を図ります。
企業等との連携による 若者・障害者の就労の 促進 市	ハローワークや企業と連携し、企業見学会の開催や障害者就職相談会などを通して、障害者就労を促進し、企業向けチーム支援（島田方式）によるマッチングを行います。
社会福祉法人と連携し た福祉課題への取組 社協	市内社会福祉法人との連携を強化し、地域の福祉課題の解決のために、社会福祉法人や地区社協、居場所等とともに協議できる体制を整えます。

◎ 地域の居場所づくり

具体的な取組	内容
居場所づくりの推進 市	地域ふれあい事業を実施している団体へ支援するとともに、空き家などを活用して地域における高齢者の交流拠点となる新たな居場所づくりを推進します。
つどいの広場事業（子ども の居場所の提供 等）を行う団体への支 援 市	地域の公民館、公会堂等を使い、子ども及びその保護者の交流、育児相談、育児に関する情報提供、子どもの居場所の提供等を行う団体を支援します。
居場所の基盤整備 社協	新たな居場所や子ども食堂等を設立したい地区や団体の相談に応じ、居場所として活動できるように支援します。
居場所の運営支援 社協	居場所からの活動相談、居場所連絡会の開催、活動に関する情報提供など、安定して活動ができるように運営を支援します。
居場所の機能強化 社協	居場所が「いつでも」「だれでも」参加しやすい場所になることや地域の福祉課題が寄せられ、相談支援のきっかけになることがあるため、職員が定期的に訪問し、居場所を運営する市民の意識を高めることなど、みんなの居場所を目指し機能強化を図ります。

◎ 地域福祉の総合的な体制整備

具体的な取組	内容
福祉ニーズや課題の把握 市	市各種相談窓口や、関係機関との会議等により、福祉ニーズや課題を把握します。
	市政に対する満足度、本市の住み心地、市民の福祉ニーズに関する意識、実態を把握するため、各種アンケート調査を実施します。
地域包括ケアシステムの充実 市 社協	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくことができるよう、地域内で助け合うとともに、保健・医療・介護・福祉等が連携し、必要なサービスが一体となって切れ目なく受けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築・推進を図ります。
生活支援体制整備事業 市 社協	生活支援コーディネーター★による担い手の発掘・養成、活動等へ支援します。地域包括支援センターでの小地域ケア会議により地域資源の発掘（立上げ）に向けた連携や情報共有等の支援をします。
	生活支援コーディネーター活動を通じて、福祉ニーズや地域課題を把握し、新たな活動の創出や担い手を養成します。
	地域住民や地域包括支援センターなどと連携し、高齢者のニーズと地域資源の状況の把握に努めます。
	事業者との連携やICTを活用したサービス等を検討します。

目標指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
民生委員・児童委員の相談・支援件数 市	3,529 件	4,500 件
地区社会福祉協議会の設置数 市 社協	11 件	15 件※ ¹
協議体の開催回数 市 社協	18 回	30 回
居場所の設置数 市 社協	72 か所※ ²	100 か所※ ²
社会福祉法人との連携参加法人数 社協	—※ ³	14 法人※ ⁴
生活支援サービス実施団体数 市 社協	3 団体	6 団体

※1：市内全地区

※2：子ども食堂含む

※3：令和3年度開始

※4：市内全法人

地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会（「地区社協」）とは、各地区の福祉課題解決のために活動する団体で、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等で構成されています。

地区社協は、各地区の活動や状況に合わせて、自治会単位から小学校区、または中学校区で組織され、市内では11地区で活動しています。

高齢者サロン、子育てサロン、居場所、生活支援サービス、一人暮らし高齢者の集い等の活動から、広報紙の発行や研修会の実施等、地区の状況に合わせて、様々な活動を展開しています。

◆地区社協の設置状況

No.	地区社協名	世帯数※1	設立年月	サロン活動※2
1	御仮屋町	666 世帯	H21.1	高齢者サロン 1 か所 居場所 1 か所
2	第三小学校区	2,474 世帯	H21.3	高齢者サロン 4 か所 居場所 1 か所
3	道悦島	1,804 世帯	H22.1	高齢者サロン 5 か所 居場所 3 か所 子育てサロン 1 か所
4	岸町	1,053 世帯	H22.4	高齢者サロン 2 か所 居場所 1 か所 子育てサロン 1 か所
5	身成(川根)	382 世帯	H24.8	なし
6	東町	2,538 世帯	H25.3	高齢者サロン 1 か所 居場所 1 か所 子育てサロン 1 か所
7	阿知ヶ谷・東光寺	735 世帯	H25.3	居場所 2 か所
8	金谷	7,029 世帯	H26.3	高齢者サロン 8 か所 居場所 13 か所 子育てサロン 2 か所
9	初倉南小学校区	2,206 世帯	H26.4	高齢者サロン 4 か所 居場所 1 か所
10	第四地区	4,232 世帯	H27.4	高齢者サロン 1 か所 居場所 8 か所 子育てサロン 1 か所
11	大津小学校区	1,672 世帯	H29.3	居場所 7 か所 子育てサロン 1 か所

※1：令和2年12月末現在

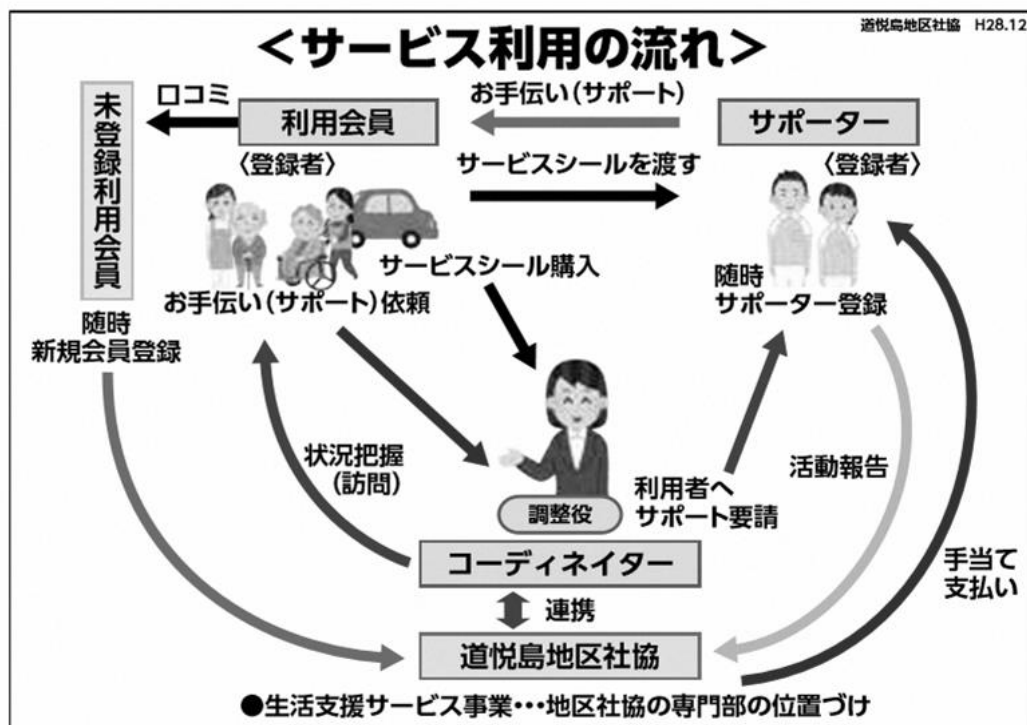
※2：令和3年10月現在

市と市社協では、市内全地区での地区社協活動の展開を目指しています。本計画では、地区の再編を含めて、15地区を目標としています。

応援隊活動(生活支援サービス)

団地に住む高齢の女性から、「最近、買い物が大変になった。」という相談が地域包括支援センターへ入りました。地域包括支援センターから、市社協、地区社協、民生委員・児童委員等へ連絡し、対応を検討する中で、「同じように買い物など、日頃の生活に困っている人がいるのではないか。」という意見が出ました。そこで、地区内の全世帯へアンケートを実施した結果、同じように困っている人が一定数いることがわかり、同時に、困っている人のために活動できる人も一定数いることもわかりました。これをきっかけに困っている人と活動できる人をつなぐ仕組みづくりを目指すことになり、応援隊の活動が始まりました。

◆応援隊の仕組み(道悦島応援隊)



◆応援隊活動実施地区

地区	生活支援	外出支援
道悦島	○	実証実験中
岸町	○	
金谷	○	○



生活支援サービスの様子

施策3 安全・安心を守る活動の推進

島田市の「いま」

- 地域での防犯や消費者被害に関する啓発が求められています。
- 市民福祉意識調査によると、災害時に手助けを必要とする人への対策として取り組むべきことについて「地域・近所の中で日頃から住民同士が協力できる体制をつくる」が高くなっています。日頃からの隣近所や地域での助け合いにより、災害時でも助け合うことができる関係づくりや体制づくりを進める必要があります。
- 近年発生している風水害や地震等による災害時の対策強化や新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐための体制整備が求められています。

市民の声



朝や下校時の児童見守りのパトロールをしている人たちにはいつも朝早くから助かっています。ありがとうございます。（市民福祉意識調査）

施策の方向性

日頃からの地域での顔の見える関係づくりを基本として、避難時に助けを必要とする人を支援する仕組みづくりや大規模自然災害に対する体制の強化、感染症の拡大防止のための対策を進めます。また、高齢者等を狙った詐欺等の犯罪も増加していることから、地域ぐるみで安全・安心な環境づくりを進めます。

具体的な取組

市民・地域の役割(できること、取組、お願いしたいこと)

- 防犯情報等の入手に努めましょう。
- 子どもたちの登下校の安全、不審者に対する対応、交通事故防止、青少年への声かけ、あいさつ運動等、地域ぐるみの取組や仕組みづくりを行いましょう。
- 隣近所で気にかかる人に対して、良い意味で「おせっかい」の気持ちを持ち、見守り・助け合いの体制を築きましょう。
- 地域でチラシを配布したりするときなどに手渡しで行うなど、隣近所との顔の見える関係づくりを進めましょう。
- 避難行動要支援者も含めて、地域の防災訓練に参加し、いざというときに正しい行動が取れるようにしましょう。
- 日頃から地域での防災意識を高めましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

◎ 防犯等に関する情報提供と啓発

具体的な取組	内容
消費者被害防止啓発の推進 市	悪質商法などの被害を防ぐため、関係機関と連携し、消費者被害情報や対処方法等について、情報提供を行うほか、相談窓口の周知を図ります。
交通安全・防犯意識啓発の推進 市	市民一人ひとりの交通安全意識や防犯意識の向上を図るため、警察署等の関係機関と連携し、交通安全講習会や防犯まちづくり講座を開催し、啓発活動を推進します。また、交通事故の発生状況や防犯対策に関する情報の提供を行い、市民の交通安全・防犯意識の向上を図ります。
子どもの安全・安心を守る活動の推進 市	青色防犯パトロールや子ども110番の家の設置、青少年への声かけ運動など、地域ぐるみで子どもたちの安全・安心を守っていく活動を推進します。
犯罪被害者等支援の推進 市	犯罪被害者等支援総合窓口の設置や関係機関との連携協力により、犯罪被害者が安心して暮らせるよう、適切な対応と支援を図ります。

◎ 地域の見守り活動の推進

具体的な取組	内容
地域における見守り活動の支援 市	犯罪が発生しにくい安全・安心なまちづくりを推進するため、自治会等地域防犯団体が自主的に行う活動を支援します。
一人暮らしの高齢者や高齢者世帯などの見守り活動の促進 市	民生委員・児童委員や生活支援コーディネーターを通して、地域の見守り体制を構築します。
地域高齢者見守りネットワークづくり事業 市	市内の事業所等の協力を得て、高齢者を日常的に見守り、支援する体制を充実・強化します。
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 市	ひとり暮らし高齢者等に対する緊急通報システム事業による日常生活の見守りと緊急事態の対応を行うとともに、電話による定期的な安否確認を行います。
見守り活動の推進 社協	個別の福祉課題の発見から解決に向けた活動の1つが、近隣住民等による見守り活動です。見守り活動を通じて、異変があった時に、支援がつながる地域づくりを目指します。

◎ 支援を必要とする人への対応

具体的な取組	内容
避難行動要支援者名簿の作成 市	避難時に支援を要する者に対して、事前の情報収集及び同意書の提出を促し、実際に避難が必要となった際の避難行動を円滑に行えるよう、自主防災会等との情報共有体制を整えます。
要配慮者避難支援計画の推進 市	要配慮者避難支援計画の策定により、避難行動に支援が必要な人の情報を地域で共有し、支援体制を確立します。
福祉避難所設置運営マニュアルの作成 市	高齢者・障害のある人・児童等が指定避難所での共同生活が困難な場合に、事前に協定を締結する施設等と、市の災害対策本部が連携を取りやすくするためのマニュアルを整備します。

◎ 緊急時・災害時に備えた体制の強化

具体的な取組	内容
防災対策に関する普及啓発 市	市民の防災意識向上のため、防災メールや市公式LINE、広報紙、FM島田など活用した情報発信に努めます。
自主防災組織育成事業 市	自主防災組織の活性化を図る目的から地域防災リーダーを養成する講座を開催します。また、各地域の自主防災力の向上を支援するため、自主防災組織による防災訓練や防災資機材の整備、防災マップ作成に対して補助金を交付します。
感染症対策への体制強化 市	感染拡大防止対策の立案・総合調整を行います。また、国・県・医療機関等と連携し、柔軟な対応ができる体制の整備、感染症対策機能を備えた避難所の整備を進めます。
災害ボランティアセンター運営訓練の実施 社協	地震や水害を想定し、定期的に災害ボランティアセンターの運営訓練を実施します。
災害ボランティアコーディネーター★の養成 社協	災害ボランティアセンターの運営を支援するコーディネーターを養成します。
災害時に備えた連携の強化 社協	ライオンズクラブや青年会議所等、災害ボランティアセンターへの支援団体、災害ボランティアコーディネーターと運営訓練や情報交換を通じて連携を強化し、適切な支援が受けられるようにします。

具体的な取組	内容
災害ボランティアセンターの機能強化 社協	I C Tを活用した効率的な運営を行うことで、地域の現状の把握や住民の気持ちに寄り添った支援に注力し、早期復興を目指します。

目標指標

指標名		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
犯罪発生件数（刑法犯認知件数）	市	295 件	200 件以下
交通事故（人身事故）発生件数	市	478 件	400 件以下
地区防災マップの整備数	市	35 件	50 件
地域の防災訓練参加率	市	52.4%※ ¹	55.0%
災害ボランティアコーディネーター登録者数	社協	46 人	60 人

※1：令和元年度

コラム

災害に備える～災害ボランティアセンター

災害発生後、行政からの指示を受け市社協が災害ボランティアセンターを立ち上げます。市社協では、災害ボランティアセンターの運営にあたり島田青年会議所、島田ライオンズクラブなど災害時支援協定の締結や、災害ボランティアコーディネーターの養成などに取り組んでいます。「自分が少しでも島田市の復興の力になれば」と災害ボランティアコーディネーター養成講座を受講してくれたEさん。同じ地域に住む人だからこそ、被災された人の気持ちに寄り添えることがあります。それぞれの立場でできる力を結集し、これからも災害時に負けないまちづくりを進めていきます。



災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の様子

基本目標3

様々な困りごとを受け止め解決につなげる 体制づくり

施策1 相談支援・情報提供の仕組みづくり

島田市の「いま」

- 市民福祉意識調査によると、生活上の悩みや不安の相談先について、「ない」が15.2%、「わからない」が15.7%となっており、専門機関の相談窓口の機能強化と合わせて、市民に相談窓口や専門職等の周知を図る必要があります。
- 市民福祉意識調査によると、約3割の人が福祉に関する総合相談窓口を求めています。属性にかかわらずあらゆる相談を受け止め、解決につなぐための仕組みづくりが必要です。
- 市民福祉意識調査や地区福祉懇談会、「中学生のえがくふくしのまち」の意見では、ユニバーサルデザインの推進や高齢者がICTについて学ぶ機会を設けること等が求められており、誰もが利用しやすいものとしていく必要があります。

市民の声



施設などのバリアフリー化も必要ですが、なんでも相談ができるなどソフト面でのバリアフリー化が今後必要かと思います。
(市民福祉意識調査)

施策の方向性

属性にかかわらずあらゆる相談を受け止め、解決につなぐための相談支援や情報提供を行う体制の整備を進めます。

誰もが公共施設等を利用しやすくし、情報を受容しやすくするため、多様な立場の意見を踏まえ、ユニバーサルデザインを推進します。また、デジタル化が進む社会で高齢者等が安心してデジタル機器が使える、サービスを享受できるよう支援体制を整えていきます。

具体的な取組

市民・地域の役割(できること、取組、お願いしたいこと)

- 家族や友達をはじめ、地域における身近な人の悩み、困りごとを察知し、相談相手になるようにしましょう。
- 不安や悩みがある場合、一人で悩まずに誰かに相談するよう心がけましょう。
- 各自が、隣近所や民生委員・児童委員等とかかわりを持ち、地域の中で気軽に相談できる人をつくるよう心がけましょう。
- 行政や団体からの福祉情報を周囲の人に伝え、地域の中で情報を共有しましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

◎ 包括的な相談支援体制の構築

具体的な取組	内容
地域包括支援センター 運営事業 市	高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターを設置し、必要な情報の提供や介護サービスの利用支援等を行うとともに、保健・医療関係者等との連携による相談体制を充実します。
基幹相談支援センター 事業 市	障害のある人やその家族の各種ニーズに対応するため、人材育成や関係機関等との連携の強化により、相談支援体制の強化を図ります。
子育て世代包括支援センター★「てくてく」 市	母子保健コーディネーターが母子の健康や子育てに関する相談に応じ、関係機関と連携し、切れ目のない支援体制を充実します。
島田市版ネウボラの推進 市	担当保健師を中心として妊娠期から子育て期までの母子及び父親を含む家族全体の継続支援を目的とした島田市版ネウボラを推進します。
相談員の育成 市	市の各種相談機関や市社協、関係機関の相談員による情報交換や各種研修の受講等により、相談員の専門性の確保及び資質の向上を図ります。
包括的な相談支援体制の構築 市 社協	制度の狭間の課題や多様で複合的な課題を抱える人を包括的に受け止め、必要な支援につなげるため、市と市社協及び関係機関等が連携し、包括的な相談支援体制の構築に向けた検討を進めます。

◎ 相談支援の充実

具体的な取組	内容
子育てコンシェルジュによる総合的な子育て支援（利用者支援事業） 市	すべての子どもに係る相談窓口として、保護者からの悩みや相談等を受け、他部署と連携しながら解決に導く支援を行います。また、子育て支援事業を円滑に利用できるよう、必要な情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡調整を行います。
地域子育て支援センター★事業 市	子育て親子及び妊婦の交流の場の提供と交流の促進を図るとともに、子育て等に関する相談や子育て関連情報の提供・講習等を実施します。

具体的な取組	内容
福祉のまちづくりセンターの機能強化 市 社協	市社協が「断らない相談支援」「包括的な相談支援体制」として対応するため、地域住民や相談者からの相談を受けとめます。 市社協職員が、相談者の自宅を訪問し、実態を把握することや地域の福祉活動を訪問し、福祉課題を受け付けること等、アウトリーチを意識した活動をします。 受け付けた相談を職員間で協議、そして関係機関とも協議し、解決に向けた活動（多機関協働）へつなげます。

◎ ユニバーサルデザインの推進・デジタルデバйд対策

具体的な取組	内容
ユニバーサルデザインに配慮した公共施設整備（道路整備も含む）の推進 市	誰もが安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮し、公共施設や道路等の整備を行います。
ユニバーサルデザインに配慮した情報提供 市	声の広報、点訳広報の配布により、視覚障害、聴覚障害等のある人に生活上必要な情報を伝えられるよう配慮します。 刊行物の作成にあたり、ユニバーサルデザインの考え方を意識し、誰にでも読みやすくわかりやすいものとします。
I C Tを活用した取組の推進 市 社協	より多くの人々が地域福祉を知り、様々な支援等が受けられるように、I C Tを活用した情報提供、申請受付や相談方法等を検討し、利便性の向上に努めます。
デジタル活用支援員派遣事業 市	高齢者等がスマートフォンの利活用方法を理解し、安心して正しく使用していただくために支援員を派遣し、スマートフォン講座を開催します。
デジタル活用支援員育成事業 市	地域におけるデジタル活用支援員を育成することで、高齢者等が身近でスマートフォンの使用について相談できる環境を整えます。

目標指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域包括支援センターの認知度 市	25.0%	45.0%
マイ支援センター登録者の 地域子育て支援センター延べ利用人数 市	4,499 人	5,000 人
担当保健師がいることを知っている 保護者の割合 市	71.0%	100.0%
福祉のまちづくりセンター相談受付件数 社協	291 件	350 件

コラム

近所の人の気づきが自立支援へ

「最近Fさんを見かけないね。」という近所の人の声を聞いた民生委員・児童委員が、Fさん宅を訪問したところ、郵便物がポストからあふれている状況で、ドアをノックしても反応がないと市社協に連絡がありました。市社協職員が訪問しましたが、やはり反応がありません。窓の隙間に「一人で悩まず相談してください。」と市社協の連絡先を記入した手紙を挟んだところ、後日、Fさんから連絡があり、生活が苦しくてずっと一人で悩んでいたとのことでした。その後、悩みを丁寧に聞き取り、生活再建のための計画をFさんとともに作成し、法律の専門家にも協力を求めて支援を継続しました。現在では、悩みごととも解決し、安心した生活を送れるようになりました。

施策2 誰もが尊重される仕組みづくり

島田市の「いま」

- 2019（令和元）年10月、本市では、市社協内に「島田市成年後見支援センター」を開設しました。島田市成年後見支援センターでは、判断能力が十分でない人も地域で安心して生活を送ることができるよう、権利擁護や成年後見制度の利用促進のための取組を進めています。
- 市民福祉意識調査によると島田市成年後見支援センターに期待することについて、「相談窓口の充実」「広報しまだで紹介」が高くなっており、相談窓口の機能強化や若い年代を中心に成年後見制度について、広く周知を進め、制度の利用促進につなげる必要があります。

市民の声



権利擁護のための活動や生活支援員の仕事は、ますます重要になってきていると思います。（策定委員会での意見）

施策の方向性

誰もが尊重され、安心して生活を送ることができるよう、権利擁護や成年後見制度の利用促進のための取組を進めます。

具体的な取組

市民・地域の役割(できること、取組、お願いしたいこと)

- 虐待やDVは、重大な人権侵害であることを理解し、根絶に向けた気持ちを持ちましょう。
- 虐待やDV被害が潜在化しないよう、身近な人の様子を気につけ、疑いがある場合は通報しましょう。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業*など、権利を守るための制度について、その内容や目的を理解し、必要に応じて利用できるようにしましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

◎ 誰もが尊重される仕組みづくり

具体的な取組	内容
虐待の早期発見と早期対応に向けたネットワークの強化 市	虐待やDVの早期発見・早期対応、困難事例への対応力の強化に向け、「要保護児童対策地域協議会」「高齢者・障害者虐待防止及び障害者差別解消ネットワーク会議」の開催により、各関係機関の連携強化、ケース検討を進めます。
虐待やDVに関する相談窓口や情報の周知 市	虐待やDVに関する相談窓口や情報を「広報しまだ」やチラシ等により周知します。
DV・女性相談の実施 市	女性が抱える様々な問題や悩みを共に受けとめ、一緒に解決できるように支援します。
虐待防止啓発活動の実施 市	虐待・DV防止推進月間に、早朝街頭広報を実施します。
人権教育、人権の啓発活動の充実 市	幼稚園・保育園、小中学校、福祉施設・高齢者施設で人権教室を実施します。
男女共同参画の推進 市	性別にかかわらず誰もが個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合う社会の実現を目指します。
多文化共生のまちづくりの推進 市	在住外国人と市民が互いに理解し合い、地域社会の構成員として共に安心して快適に暮らせるよう、関係団体や地域、企業等と連携し、多文化共生のまちづくりを推進します。

◎ 成年後見の利用の促進へ向けた体制の整備

具体的な取組	内容
成年後見制度の利用促進に向けた支援体制の整備【島田市成年後見制度利用促進計画】 市	島田市成年後見制度利用促進計画を推進します。 地域連携ネットワークの中核となる機関（「中核機関」）を設置し、権利擁護支援を行う「チーム」と、これを支える「協議会」が機能するよう仕組みを整備していきます。
成年後見支援センター（中核機関）の整備 市 社協	成年後見に関する相談対応、広報啓発等を行い、成年後見制度の利用促進を図り、成年後見に関する支援体制を整備します。

具体的な取組	内容
3市1町成年後見推進委員会の実施・市民後見人★の育成 市 社協	焼津市、藤枝市、川根本町とともに、成年後見に関する推進の検討や市民後見人養成講座を実施し、市民後見人の育成を行います。
日常生活自立支援事業の実施 社協	認知症、知的障害、精神障害などのために判断が十分にできない人が、安心して地域生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を支援します。
法人後見★事業の実施 社協	市社協が社会福祉法人として、家庭裁判所から選任を受け、成年後見業務を行います。
権利擁護相談の実施 社協	リーガルサポート静岡支部の協力のもと、司法書士による成年後見制度等の相談を実施します。
権利擁護支援のネットワークづくり 社協	個々の相談や関係機関との検討を通じて、司法や福祉の専門機関との連携を強化し、権利擁護支援のネットワークづくりをします。
任意後見等の新たな取組 社協	任意後見等、権利擁護支援に必要な新たな取組を検討します。

目標指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
人権啓発事業への参加者数 市	202人※1	260人
成年後見制度の認知度 市 社協	28.5%	40.0%
市民後見人の登録者数 市 社協	4人	8人
市長申立件数 市	8件	10件

※1：令和元年度

島田市成年後見制度利用促進計画

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などの理由により、物事を判断することに難しさや不安のある人が、その人らしく安心して日常生活が営めるように、本人の権利を守る成年後見人等を選び、その成年後見人等が身上保護（住まい・医療・介護などの様々なことに関する選択や決定の支援及び必要な手続きなど）や財産管理（本人の預貯金や不動産などを安全に管理し、利用または処分するなど）を行うことによって、本人を法律的に支援する制度です。

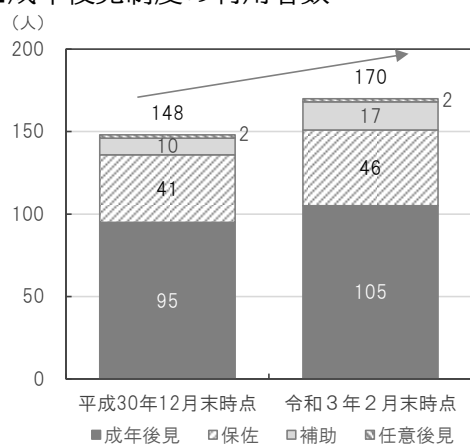
本市では、成年後見制度の利用促進や支援体制整備に係る取組を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけ、後述する施策を行います。

◆成年後見制度利用促進に係る現状・課題

成年後見制度の利用者数は増加しています。

権利擁護や成年後見制度に対するニーズの高まりがうかがえます。

■成年後見制度の利用者数



資料：静岡家庭裁判所

■市長申立件数（令和2年度）

(高齢者)	(障害者)
3件	5件

資料：包括ケア推進課、福祉課

■成年後見制度利用支援事業成年後見人等報酬助成件数（令和2年度）

(高齢者)	(障害者)
16件	11件

資料：包括ケア推進課、福祉課

■日常生活自立支援事業利用者数（令和2年度）

41人

資料：島田市社会福祉協議会

■島田市成年後見支援センターにおける相談受付件数（令和2年度）

213件

資料：包括ケア推進課

■市民後見人の人数、登録者数（令和2年度）

(市民後見人)	(登録者数)
1人	4人

資料：包括ケア推進課

■地域包括支援センター高齢者権利擁護事業における相談件数（令和2年度）

104件

資料：包括ケア推進課

■障害者相談支援事業所の権利擁護相談件数（令和2年度）

193件

資料：福祉課

地域連携ネットワークの整備方針

地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に成年後見制度を利用することができるよう、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援を必要とする人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みのことです。

本市では、地域連携ネットワークの中核となる機関（「中核機関」）を設置し、権利擁護支援を行う「チーム」と、これを支える「協議会」が機能するよう仕組みを整備していきます。

中核機関の整備・運営方針

「中核機関」とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や、「協議会」の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。

本市では、2019（令和元年）10月に市社協に委託し、「島田市成年後見支援センター」を開所しました。島田市成年後見支援センターでは、主に、成年後見制度の利用や権利擁護に関する相談対応、成年後見制度の普及・啓発、市民後見人の育成等を行っており、市民一人ひとりの権利が尊重されるまちを目指しています。

本市では、政策的な判断、対応を行う市の福祉部局と支援の実践、連携を行う成年後見支援センターを「中核機関」と位置づけます。

地域連携ネットワーク及び中核機関の機能の段階的・計画的整備方針

地域連携ネットワーク及び中核機関では以下に掲げる4つの機能を担います。

◆地域連携ネットワーク及び中核機関で担う4つの機能

機能	役割
広報機能	チラシや広報紙への掲載、動画配信などにより、成年後見制度を含めた権利擁護事業の情報を発信し、普及・啓発を行います。また、出前講座やセミナーを通して、成年後見制度に対する正しい理解を促進します。
相談機能	相談体制の強化を図ります。また、相談内容に応じ、関係機関や専門職、事業所等と連携し、適切な支援につなげます。
成年後見制度利用促進機能	受任者調整等の支援や担い手の育成・活動の促進、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行を行います。 ・成年後見人候補者の受任調整 ・市民後見人や法人後見の担い手の育成 ・成年後見制度への移行が望ましいケースを検討する場の設置
後見人支援機能	市民後見人や親族後見人等の活動支援をします。また、必要に応じ、関係機関や専門職、事業所等と連携し、後見人に対する適切な支援をします。

また、成年後見制度を適切に運用することで、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。

チーム・協議会の具体化の方針

「チーム」とは、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みのことです。「協議会」とは「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援ができるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体のことです。

本市では、既存の会議体を活用し、後見人や本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者等により「チーム」を編成することで、本人の意思決定を尊重した支援体制づくりを行います。

島田市権利擁護推進会議（仮称）を「協議会」として位置づけ、「チーム」を支援します。さらに、多職種間での一層の連携強化を進めるとともに、静岡家庭裁判所島田出張所と成年後見制度や権利擁護に関する情報交換・共有を図ります。

具体的な取組

1 成年後見制度に関する普及啓発を強化する

- 権利擁護を必要としている人が、適切に相談窓口につながる環境整備を行います。
- 日常的に、本人を見守る身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等に対し、成年後見制度に関する普及啓発を行い、正しい理解を促進します。

2 本人の意思をくみ取った相談対応を行うための体制を構築する

- 相談の背景に潜む様々な生活課題を見極めながら、支援の必要性や適切な支援内容の検討、本人の意思決定支援ができるよう、相談窓口の機能強化を目指します。
- 「中核機関」が、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等本人に身近な窓口と連携し、支援を必要とする本人の意思を丁寧にくみ取り、「チーム」によるケース検討会議等を通して、必要な権利擁護支援につなげていけるよう体制を整備します。
- 島田市成年後見支援センターは、成年後見制度の利用に係る一次窓口として相談対応を行います。また、二次窓口として「ケース検討会議」を開催し、成年後見制度の必要性の判断を行うとともに、本人の意思決定を第一に考え、権利擁護支援を適切に行うための体制づくりや支援方法の検討を行います。

3 専門職からの助言及び専門的判断を受ける体制を構築する

- 権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容、本人にふさわしい後見人等候補者の検討を行う際に、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士等から助言や専門的判断を受けられるよう専門職と連携した体制を整備します。

4 成年後見制度の円滑な利用に向けた支援体制を構築する

- 支援が必要な人が滞りなく成年後見制度の利用につながるよう、本人や親族等の申立の支援体制を整備します。
- 本人の経済的な困窮や申立をする親族がいない等の場合には、報酬助成制度や市長申立制度の利用につなげられるよう、必要な時に制度が利用できる体制を強化します。

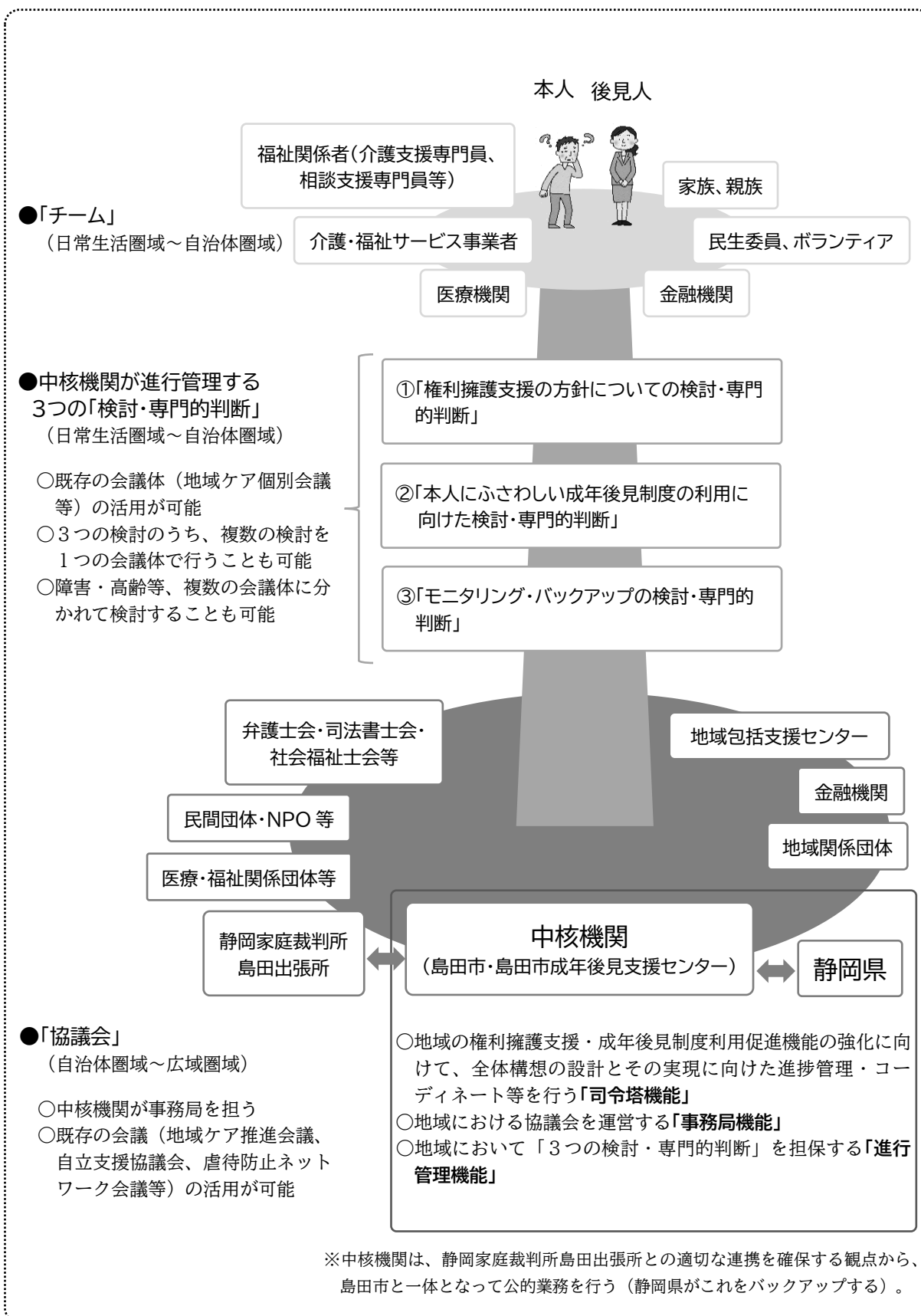
5 市民後見人の育成を図る

- 市民後見人養成講座を実施し、地域における権利擁護の担い手として市民後見人の育成を図ります。
- 市民後見人養成講座の修了生について、実際に市民後見人として活躍できるよう支援します。

6 後見人等への支援体制を整備する

- 親族後見人や市民後見人が一人で悩まないように、日常的な相談に応じ、必要な場合は、専門職や家庭裁判所からの助言を受けて対応できる支援体制を整備します。

◆島田市地域連携ネットワーク



資料:「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」を参考に作成

施策3 生活をしやすいための支援の充実

島田市の「いま」

- 全国的に、子育て世代、高齢者、障害のある人に対する支援だけでは対応しきれない、生活課題の多様化・複雑化に伴い、制度の狭間の問題が顕在化しています。本市においても、全国的な傾向と同様であり、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取組が求められています。
- 市民福祉意識調査によると、ひきこもりの人や生活困窮者に対し、相談支援や就労に向けた支援が必要と考える人の割合が多くなっています。相談窓口の周知や機能強化、関係部署・機関との連携による情報共有や包括的な支援体制の整備を進める必要があります。

市民の声



8050問題が福祉の網からこぼれており、表面化しづらいのではないかと思います。（地区福祉懇談会での意見）

施策の方向性

既存の制度の枠組には当てはまらない課題や複雑化、多様化している生活課題を抱えている人に対し、適切に支援をすることができるよう、支援体制の充実を図ります。

具体的な取組

市民・地域の役割(できること、取組、お願いしたいこと)

- 日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。
- 少しの異変でも気づいた場合は身近な人に相談しましょう。
- 地域の子どもや保護者に目を向け、みんなで見守りましょう。
- 各家庭で消費しきれない食品はフードバンクへ提供するなどできることから始めましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

◎ 課題に応じた支援の充実

具体的な取組	内容
認知症高齢者見守り事業 市	スマートフォン専用アプリと身元確認用ステッカーを活用し、認知症により行方不明となった人を地域で見守る体制づくりを進めます。また、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、徘徊高齢者等事前登録事業を実施します。
障害者差別解消に向けた取組の実施及びネットワーク会議の開催 市	障害者差別解消に向けた取組を実施します。また、ネットワーク会議を開催し、障害者差別に対する体制強化を図ります。
ひきこもり相談・青少年相談の実施 市	ひきこもりやニート★などの困難を抱えている人やその家族の相談に応じ、関係機関と連携し、個別性の高い対応に努めます。
不登校解消に向けた教育センターでの取組 市	不登校の解消を目指し、「チャレンジ教室」での活動や教育相談を通して、市内不登校児童生徒及び保護者などを支援します。
社会を明るくする運動・再犯予防活動 市	保護司会等の団体と市、市教育委員会、市民が共同して、犯罪をした人や非行少年の更生しやすい環境づくりを行います。保護司の活動を支援します。
自殺対策の推進 市	「島田市自殺対策計画」を踏まえ、関係機関と連携し、自殺対策施策を包括的に推進します。
家族介護者交流事業 市 社協	要支援者または要介護者を在宅で介護している家族を対象に、「介護者のつどい」等を開催し、介護者の気分転換、介護技術の習得や介護者同士の交流による精神的・身体的負担の軽減を図ります。
生活困窮者の自立に向けた各種事業 市 社協	「生活困窮者自立支援法」に基づき、自立相談支援、就労支援、住居確保給付金、家計改善支援、就労準備支援、子どもの学習・生活支援やフードバンクの活用などによる支援をします。また、地域住民や様々な関係機関と協働し、生活困窮者が早期に支援が受けられ、自立に向かえるように継続的な支援をします。

具体的な取組	内容
子どもの貧困への支援の実施 社協	フードバンクを運営するNPO法人POPOLOと連携し、給食がなくなる夏休み期間における食糧支援をはじめ、子ども食堂や子育て支援団体等と連携した事業を検討し支援します。
生活困窮者への支援の実施 社協	生活困窮者が急を要する「ライフライン」「食糧」「生活費」へ支援します。（ライフライン復旧支援、フードバンクへの申し込み、県社協の生活福祉資金申請支援等）
歳末たすけあい事業の実施 社協	経済的な課題を抱える人・世帯をはじめ、支援を必要とする人や団体を支援できるように、歳末たすけあい募金を財源とした事業を実施します。
ひきこもり・不登校の人と家族への支援の検討 社協	ひきこもりや不登校の人や家族への支援を検討するため、現在支援している関係機関や団体への聞き取り調査を行うなどして、現状把握をします。
新たな社会問題への対応を検討 市 社協	ダブルケアやヤングケアラー、介護離職等、新たな社会問題への対応を検討します。

目標指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
徘徊高齢者等事前登録事業登録者数 市	21 人	65 人
生活困窮者自立相談支援における困窮状況の改善件数（令和2年度からの累計） 市	47 件	287 件

第5章 計画の推進に向けて



第1章
計画の概要に
あたって

第2章
持続可能な社会
を創るための課題

第3章
計画の基本的な
方向

第4章
施策の展開

基本
目標 1

基本
目標 2

基本
目標 3

第5章
計画の推進に
向けて

第6章
地区別の状況

資料
編

1 協働による計画の推進

地域福祉の主人公は市民や地域です。地域共生社会の実現に向け、市民が地域福祉に関して理解を深め、各個人や地域全体で行動に移すことができるよう、市民や地域と社会福祉協議会や行政が地域課題を共有するとともに、適切に役割を分担し、協働して地域福祉を推進する必要があります。

市民や地域と社会福祉協議会や行政が協働し、地域の実情に応じた地域福祉施策を推進します。

2 島田市社会福祉協議会の基盤強化

市社協の基盤強化のため、以下の項目に取り組みます。

項目	内容
連携体制の構築	基本目標を実施するために、横断的な対応ができるような組織体制を目指します。
広報啓発活動の実施	住民に認知され、多くの理解が得られた中で活動できるよう、広報啓発活動などの取組を推進します。
職員の育成	質の高い事業を円滑に提供するためには、人材の確保や育成、掘り起こしを進める必要があることから、職員の専門性の強化を図ります。
財源の確保	会員募集や共同募金運動、介護保険事業等を実施し、地域福祉の推進のための財源の確保を行います。
災害時の対応	災害時には、市と連携し、災害ボランティアセンターの設置や運営等の業務を行うことが求められていますので、災害に対する体制の強化を図ります。

3 連携体制の強化

地域福祉施策やその他地域づくりに関連する事業を総合的かつ効果的に推進することができるよう、庁内はもとより、行政や社会福祉協議会、関係機関、事業所、地域組織、関係団体、市民等の組織の枠や、保健、医療、福祉、教育、労働等の分野の枠を超え、横断的に連携する体制の整備に取り組みます。

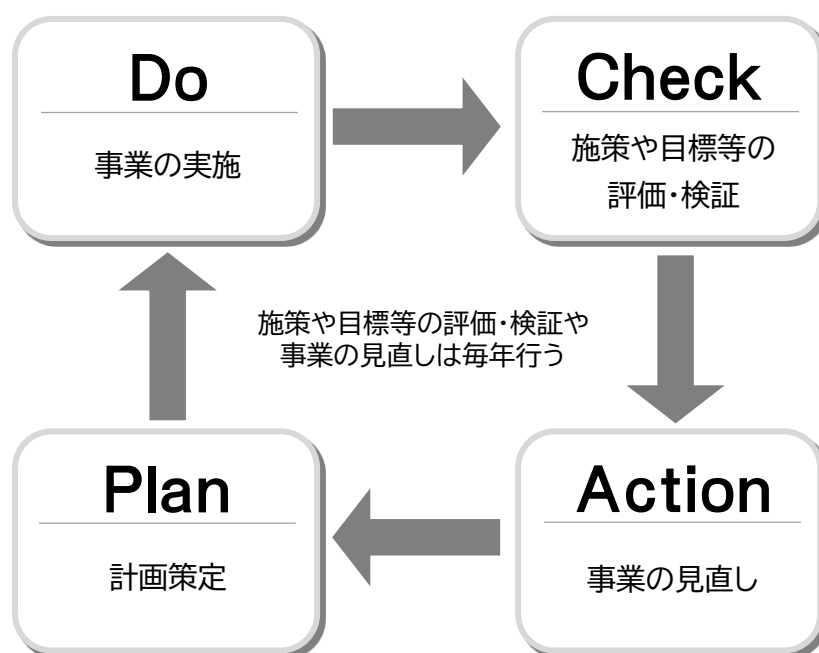
また、行政と社会福祉協議会は適切な役割分担を行うとともに、役割が重複する施策、取組の実施に際し情報共有を進めることで、効率化や有効性の向上を図ります。

4 計画の進行管理・評価

本計画に基づく施策の進捗状況を把握するとともに、本計画全体の成果についても点検・評価することが重要です。地域の課題を把握し、課題解決のための活動を行う主体は市民であることから、市民の代表や関係機関・団体の代表者からなる「島田市地域福祉活動推進委員会」を設置し、計画の進行管理や評価、見直しを行います。

計画の進行管理にあたっては、総合的かつ効果的に施策を推進するため、EBPM（証拠に基づく政策立案）に基づきPDCAサイクルを活用します。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業へ反映するとともに、新たな課題についても解決に向けて取り組みます。

◆PDCAサイクル



第6章 地区別の状況



第1章
計画の概要に
あたって

第2章
生活環境を取り
巻く現状と課題

第3章
計画の基本的な
方向

第4章
施策の展開

基本
目標 1

基本
目標 2

基本
目標 3

第5章
計画の推進に
向けて

第6章
地区別の状況

資料
編

1 島田第一中学校区

※旧北中学校区を除く

地区の概況

	人口	世帯	高齢化率	年少人口割合
平成27年	18,835 人	7,186 世帯	29.7%	12.5%
令和2年	18,625 人	7,552 世帯	30.7%	13.0%

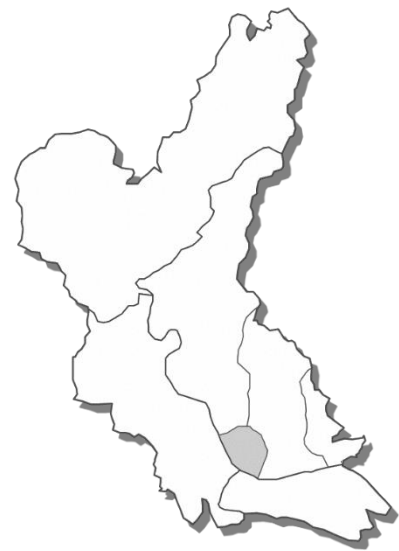
資料：住民基本台帳（各年12月末現在）

島田第一中学校区（旧北中学校区を除く。）は市の中南部に位置し、人口は7中学校区中2番目、世帯数は2番目となっています。

高齢化率は30.7%で市全体（31.6%）を0.9ポイント下回っています。年少人口割合は13.0%で市全体（12.5%）を0.5ポイント上回っています。

《地区社協》

第三小学校区地区社協



地区懇談会の検討結果

	主な意見 （日頃の生活から思うこと）	市民が考える今後5年間の 方向性（取り組む内容等）
活動の担い手	- 参加者が少なく、若い世代など後継者がいない - 体力的に負担のある活動が大変である	- 若い世代が活躍できるものをつくる - 幼い頃から地域活動に参加するなどの機会を設ける - 交流会や発表会の開催
居場所や交流の場	- 子どもと高齢者など、世代を超えて交流する場がない - 老人会がない - 公園の遊具整備により、子どもの居場所が減っている	- 空き家の活用 - 登下校の見守り活動の継続 - 近隣の人とのあいさつ - 集まりやすい居場所の確保
課題を抱える人への対応	- 一人暮らしや、日中一人でいる高齢者が増えている - どういった対応すべきか、どこに相談するのか分からない	- 相談先が誰にでも分かるような、相談場所のPR - 回覧板の手渡しや、あいさつなど、できることから始める

2 島田第二中学校区

地区の概況

	人口	世帯	高齢化率	年少人口割合
平成27年	23,357 人	9,004 世帯	28.1%	13.2%
令和2年	22,707 人	9,373 世帯	29.7%	12.3%

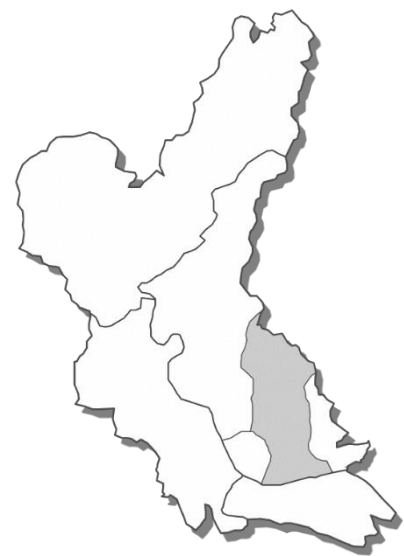
資料：住民基本台帳（各年12月末現在）

島田第二中学校区は市の中心部に位置し、市内で人口が最も多くなっています。

高齢化率は29.7%で市全体（31.6%）を1.9ポイント下回っています。年少人口割合は12.3%で市全体（12.5%）を0.2ポイント下回っています。

《地区社協》

御仮屋町地区社協、第三小学校区地区社協、第四地区社協



地区懇談会の検討結果

	主な意見 （日頃の生活から思うこと）	市民が考える今後5年間の 方向性（取り組む内容等）
子どもとのかかわり	・あいさつが少ない ・地域に子どもが少なく、外で遊ぶ姿を見ない	・お祭りなど、交流の機会を増やしたい ・明るい元気な地域にしたい
地域の関係性づくり	・イベントがあっても人が集まらず、交流の機会がない ・暮らしている人の情報が少ない、わからない ・災害時への憂慮	・地域活動への参加者を増やしたい ・新たなイベントの開催 ・向こう三軒両隣、温かく、こちらの通うまちにしたい
居場所づくり	・集まる場所がない ・参加者が固定され担い手がない	・空き店舗等を利用し、世代が集まれる居場所をつくる

3 六合中学校区

地区の概況

	人口	世帯	高齢化率	年少人口割合
平成27年	15,721 人	5,646 世帯	22.5%	15.7%
令和2年	15,995 人	6,129 世帯	24.9%	15.4%

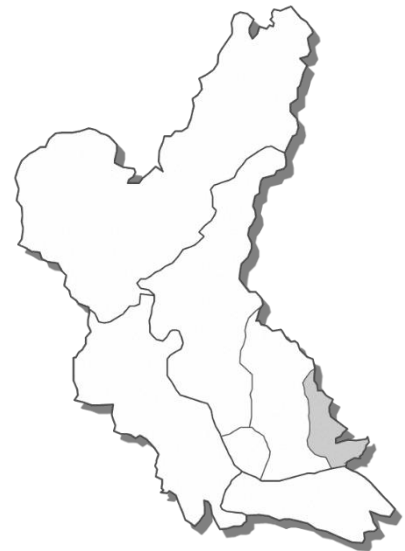
資料：住民基本台帳（各年12月末現在）

六合中学校区は市の東部に位置し、市内で最も高齢化率が低くなっています。

高齢化率は24.9%で市全体（31.6%）を6.7ポイント下回っています。年少人口割合は15.4%で市全体（12.5%）を2.9ポイント上回っています。

《地区社協》

道悦島地区社協、岸町地区社協、阿知ヶ谷・東光寺地区社協、東町地区社協



地区懇談会の検討結果

	主な意見 （日頃の生活から思うこと）	市民が考える今後5年間の 方向性（取り組む内容等）
高齢者の生活支援	・一人暮らしの高齢者が増加している ・主に男性の活動参加が少ない ・交通手段が不便な人がある	・高齢者、特に男性が参加しやすい工夫 ・子どもとの交流の場をつくる ・自家用車が無くても生活できるまちに
子どもとのかかわり	・子どもが減っており、接する機会も少ない ・あいさつが少ない ・子育て世帯の孤立が心配	・多世代が交流できる場があると良い ・地域の活動に関心が持てるような働きかけ
コロナや災害への対策	・コロナ禍で近所づきあいが減少 ・高齢者等の災害弱者への対応方法がわからない	・日々の福祉活動が、災害時に役立つ ・災害時の役割や支援が必要な方を事前に知る

4 初倉中学校校区

地区の概況

	人口	世帯	高齢化率	年少人口割合
平成27年	12,856 人	4,772 世帯	27.6%	13.4%
令和2年	12,948 人	5,251 世帯	29.7%	13.0%

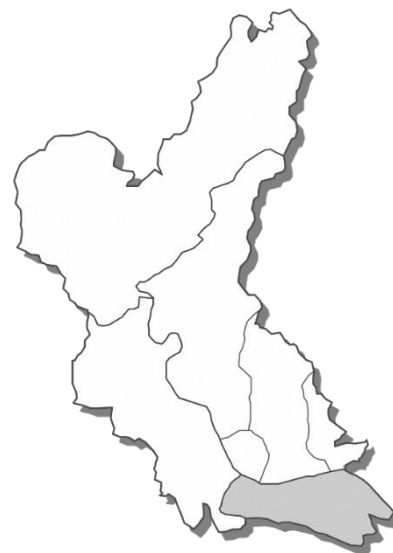
資料：住民基本台帳（各年12月末現在）

初倉中学校校区は市の南部に位置し、区内には2つの小学校があり、高齢化率は3番目に低くなっています。

高齢化率は29.7%で市全体（31.6%）を1.9ポイント下回っています。年少人口割合は13.0%で市全体（12.5%）を0.5ポイント上回っています。

《地区社協》

初倉南小学校校区地区社協



地区懇談会の検討結果

	主な意見 （日頃の生活から思うこと）	市民が考える今後5年間の 方向性（取り組む内容等）
地域活動・地域交流	・地域での交流が少なく、活動への参加者も少ない ・参加者やスタッフが固定化され、担い手不足である	・全世代が集まり、活動できる場所をつくる ・いつでも交流できる場所 ・年齢にかかわらず誰もが役員活動ができる自治会
高齢者への支援	・送迎の問題もあり、高齢者サロン等に参加できていない ・高齢者が把握しきれず、災害時の避難対応が難しい ・独居の高齢者が増加しているが情報が届いていない	・居場所をPRし、交流の場、相談窓口にする ・高齢者家庭への訪問活動 ・防犯カメラの設置
子どもとのかかわり	・遊び場が不足している ・子どもが少なく、イベントへの参加者も少ない	・交流の機会を増やす ・遊べる場所を増やす ・学校等と連携し「あいさつ運動」など人の輪を広げる

5 旧北中学校区

地区の概況

	人口	世帯	高齢化率	年少人口割合
平成27年	5,148 人	1,748 世帯	32.6%	10.5%
令和2年	4,644 人	1,747 世帯	37.0%	8.3%

資料：住民基本台帳（各年12月末現在）

旧北中学校区は市の中北部に位置し、市街地と中山間地域を含む南北に長い地区となっています。人口は7中学校区中、2番目に少なくなっています。

高齢化率は37.0%で市全体（31.6%）を5.4ポイント上回っています。年少人口割合は8.3%で市全体（12.5%）を4.2ポイント下回っています。



地区懇談会の検討結果

	主な意見 （日頃の生活から思うこと）	市民が考える今後5年間の 方向性（取り組む内容等）
地域交流	・ 交流の機会、場所がない ・ 身近に利用できる施設がない ・ イベントはあるが、子どもとの交流がない	・ 身近な公会堂等を活用した、交流の場の充実 ・ 小中学校や、防災訓練等を通じた交流、ふれあいの機会 ・ 声かけ等で参加を促す
少子高齢化	・ 子どもが少なく、遊び場がない ・ 一人暮らし高齢者が増加し、孤立・ひきこもりの高齢者が増加している	・ 子どもとの交流の場づくり ・ 登下校の見守り等、地域で子育て支援 ・ 声かけや、自宅訪問等による見守り活動の強化
地域活動の担い手	・ スタッフが不足しており、後継者の確保が難しい ・ 役員の負担が大きい	・ ボランティアの組織化 ・ 地域貢献の意識づくり ・ 居場所づくり事業の活性化
移動手段	・ 移動手段が少ない ・ 将来の移動手段が不安	・ 移動手段を見直し、バス以外の移動手段の検討 ・ ドライバーの確保

6 金谷中学校区

地区の概況

	人口	世帯	高齢化率	年少人口割合
平成27年	19,407 人	6,706 世帯	31.5%	12.3%
令和2年	18,386 人	7,029 世帯	34.6%	11.4%

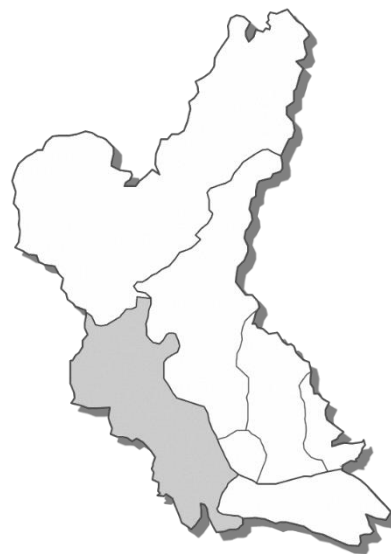
資料：住民基本台帳（各年12月末現在）

金谷中学校区は市の西部に位置し、区内には2つの小学校があり、人口は7中学校区中3番目となっています。

高齢化率は34.6%で市全体（31.6%）を3.0ポイント上回っています。年少人口割合は11.4%で市全体（12.5%）を1.1ポイント下回っています。

《地区社協》

金谷地区社協



地区懇談会の検討結果

	主な意見 （日頃の生活から思うこと）	市民が考える今後5年間の 方向性（取り組む内容等）
高齢者世帯への支援	・ 高齢者世帯が増加しており、ひきこもりが多い ・ 足や体の具合が悪いため、サークル参加等ができない高齢者もいる	・ 地域の居場所を通じて、見守りや助け合いをしていく ・ 料理や手芸等の活動により、多くの人に来てもらう ・ 様々な取組をPRする
近所づきあいと交流	・ 近所づきあいが減っている ・ コロナの影響で参加者が減少 ・ 大きな公共施設がなく、公園はうまく活用できていない	・ ふれあいの場を増やし、居場所を継続させる ・ 公園の有効活用
子育て支援	・ 子どもが外に出ていないため、数を把握できていない ・ あいさつや声かけをもっと多くしたい	・ 三世代が交流できる取組 ・ 子どもが参加しやすいイベントや、高齢者サロン等の居場所づくり ・ 声かけがしやすいまち
自治会活動	・ 地域活動の内容が知られていない ・ 公園や道路わきに雑草が生えている場所がある	・ 地域活動を理解できるような仕組みづくり ・ コミュニティ団体の立ち上げを検討する

7 川根中学校区

地区の概況

	人口	世帯	高齢化率	年少人口割合
平成27年	5,117 人	1,796 世帯	40.6%	8.5%
令和2年	4,443 人	1,746 世帯	45.8%	7.1%

資料：住民基本台帳（各年12月末現在）

川根中学校区は市の北部に位置し、市内で最も人口が少なく、高齢化率が最も高い地区となっています。

高齢化率は45.8%で市全体（31.6%）を14.2ポイント上回っています。年少人口割合は7.1%で市全体（12.5%）を5.4ポイント下回っています。

《地区社協》

川根身成地区社協



地区懇談会の検討結果

	主な意見 （日頃の生活から思うこと）	市民が考える今後5年間の 方向性（取り組む内容等）
子どもと地域のつながり	・子どもが他世代と交流する機会がない ・働く親の増加や外で遊ぶ機会の減少により、大人の目が届かない	・学校等と連携し、世代間交流を進める ・地区単位で、子どもや高齢者が気軽に集まったり、勉強できる場所の提供
高齢者の生活支援	・得意なことを発揮する場がない ・移動支援が利用しにくく、歩いて行ける場所に集う場がない ・免許返納後が心配	・高齢者の技術や特技を伝える場をつくる ・身近な場所に居場所やデイサービスをつくる ・福祉無償運送などの新たな移動支援の仕組みづくり
近所づきあい	・地域住民の情報が分からない ・地域で支え合うという意識がなくなっている	・向こう三軒両隣で、今後もコミュニティを大切にする ・若手の参加を促す

資料編



第 1 章
計画の概要に
あたって

第 2 章
持続可能な社会
を構築するための
課題

第 3 章
計画の基本的な
方向

第 4 章
施策の展開

基本
目標 1

基本
目標 2

基本
目標 3

第 5 章
計画の推進に
向けて

第 6 章
地区別の状況

資
料
編

1 第2次島田市総合計画後期基本計画との関係

本計画		第2次島田市総合計画後期基本計画
基本目標	施策	施策の柱
1 福祉を 身近に感じる 環境づくり	(1) 福祉を「知る」機会 の充実	1-2 健康で自分らしく暮らす 1-3 生涯を通じて誰もが生きがいを 持ち安心して暮らす 1-4 互いに支え合い、いきいきと 幸せに暮らす
	(2) 福祉を「学ぶ」機会 の充実	2-1 子どもを生み育てやすい環境を つくる 2-2 地域ぐるみの教育環境をつくる 2-4 地域で学びの力を発揮する人材 を育てる
	(3) 地域におけるふれあ い・交流機会の充実	7-1 みんなの協力でまちをつくる 7-2 安定的・継続的な市民目線の 行財政運営を進める
2 福祉課題を 解決することが できる 地域づくり	(1) 地域を支える人材の 育成	1-1 ここに住むすべての人の安全な 生活を守る 1-3 生涯を通じて誰もが生きがいを 持ち安心して暮らす 1-4 互いに支え合い、いきいきと 幸せに暮らす
	(2) 地域福祉推進体制の 整備、発展	2-1 子どもを生み育てやすい環境を つくる 2-2 地域ぐるみの教育環境をつくる 2-4 地域で学びの力を発揮する人材 を育てる
	(3) 安全・安心を守る活 動の推進	3-1 地域で働く人を増やし、地域 経済を発展させる 4-4 住みよい生活環境をつくる 7-1 みんなの協力でまちをつくる
3 様々な困りごとを 受け止め 解決につなげる 体制づくり	(1) 相談支援・情報提供 の仕組みづくり	1-3 生涯を通じて誰もが生きがいを 持ち安心して暮らす 1-4 互いに支え合い、いきいきと 幸せに暮らす
	(2) 誰もが尊重される仕 組みづくり	2-1 子どもを生み育てやすい環境を つくる 2-3 豊かな心を育む教育を進める 4-4 住みよい生活環境をつくる
	(3) 生活をしやすくする ための支援の充実	7-2 安定的・継続的な市民目線の 行財政運営を進める

2 計画の策定経過

年月日	内容
2019（令和元）年 12月23日	第1回島田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
2020（令和2）年 1月25日～2月7日	市民福祉意識調査の実施
3～4月	（書面）島田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
10月7日～11月13日	地区福祉懇談会の開催
11月2日～12月25日	中学生のえがく「ふくしのまち」の募集
2021（令和3）年 3月17日	第2回島田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
4～5月	策定ワーキンググループ（市・社協）
5月20日	第1回島田市地域福祉計画検討委員会（市）
5月26日	地区福祉活動団体懇談会の開催
6月15日	第1回島田市地域福祉計画検討作業部会（市）
6月23日	第2回島田市地域福祉計画検討委員会（市）
6月16日・23日	島田市地域福祉活動計画作業部会（社協）
6月	策定ワーキンググループ（市・社協）
7月6日	第3回島田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
7～9月	（書面）島田市地域福祉計画検討作業部会（市） （7/7 8/16 9/9） 島田市地域福祉活動計画作業部会（社協） （7/12 7/26 7/29 8/25 9/9 9/22） 策定ワーキンググループ（市・社協）
9月29日	第3回島田市地域福祉計画検討委員会（市）
10月19日	第4回島田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
10～12月	策定ワーキンググループ（市・社協）
12月10日～ 2022（令和4）年1月11日	パブリックコメントの募集
2月1日	第5回島田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

3 委員名簿

No.	役職	委員名	選出区分	選出団体
1	委員長	渡邊 英勝	学識経験者	静岡福祉大学
2	委員※ ¹	杉本 静雄	地域住民団体	島田市自治会連合会（大津）
3	副委員長	川合 徳次	福祉関係団体	島田市民生委員児童委員協議会
4	委員※ ²	伊藤 冬久	教育関係	島田市校長会（六合東小学校）
	委員※ ³	萩原 一広	教育関係	島田市校長会（初倉小学校）
5	委員	石神 由麻	福祉関係団体	社会福祉法人島田福祉の杜
6	委員	渡邊 里佳	福祉関係団体	特定非営利活動法人ころろ
7	委員	山本 義雄	地域住民団体	島田市老人クラブ連合会
8	委員	原田 君江	福祉関係団体	島田市障がい者福祉連絡会
9	委員	栗田 真理	福祉関係団体	島田第一・北中学校区地域包括支援センター
10	委員	藤田 初美	地域活動団体	島田市子育て支援ネットワーク
11	委員	鈴木 晴生	地域活動団体	初倉南小学校区地区社会福祉協議会
12	委員	大谷 充代	地域活動団体	居場所ちやのみ
13	委員	八巻 敏子	その他	市民後見人養成研修修了者
14	委員	鈴木 和樹	福祉関係団体	特定非営利活動法人POPOLLO
15	委員	河井 亮子	その他	静岡英和学院大学

※1：杉本静雄委員の期間は令和元年12月23日～令和3年3月31日、令和3年5月1日～令和4年3月31日

※2：伊藤冬久委員の期間は令和元年12月23日～令和3年3月31日

※3：萩原一広委員の期間は令和3年5月1日～令和4年3月31日

4 島田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、市民等の意見を計画に反映させるため、島田市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 計画案について意見を述べること。
 - (2) その他計画の策定に関し必要な事項
- (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 地域住民団体の代表者
 - (3) 福祉関係団体の代表者、関係者及び職務に従事する者
 - (4) 地域活動団体等の代表者及び関連する活動を行う者
 - (5) 教育関係の代表者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、関係者又は関係職員を出席させて必要な説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、島田市福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月6日から施行する。

5 島田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、市民等の意見を計画に反映させるため、島田市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 計画案について意見を述べること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから島田市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民団体の代表者
- (3) 福祉関係団体の代表者、関係者及び職務に従事する者
- (4) 地域活動団体等の代表者及び関連する活動を行う者
- (5) 教育関係の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、島田市社会福祉協議会会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、関係者又は関係職員を出席させて必要な説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、島田市社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

6 用語解説

用語	説明
ICT (アイシーティ)	「Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー=情報通信技術)」の略称で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
アウトリーチ	援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。医療機関が、在宅の患者や要介護者を訪問して社会生活を支援する活動など。訪問支援。
SNS (エヌエヌエス)	「Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略称で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供するコミュニティ型のサービスのこと。
NPO (エヌピーオー)	「Non-Profit Organization (ノン・プロフィット・オーガニゼーション)」または「Not-for-Profit Organization (ノット・フォー・プロフィット・オーガニゼーション)」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
共生型サービス	同一の事業所で、介護保険サービスと障害福祉サービスが一体的に提供できるサービス・仕組みのこと。双方が同一事業所でサービスを受けやすくなる。
協働	住民、事業者、行政など様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること。
権利擁護	本人の自己決定や自己実現を尊重し、権利行使ができるよう支援すること。
地域子育て支援センター	乳幼児を持つ子育て家族の支援や豊かな子育てをサポートするため、様々な事業を行う拠点。
子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別の支援プランの策定や、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連絡調整などにより、妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う機関のこと。

用語	説明
市民後見人	弁護士や司法書士等の資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民で、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた第三者後見人のこと。
社会福祉協議会	地域住民や社会福祉関係者の主体的な参加により、地域福祉推進の中核として様々な活動を行う非営利の民間組織のこと。社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置されている。
小地域福祉活動	住民の顔が見える範囲で行われる、住民自身による自主的な福祉活動のこと。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人のこと。
生活保護	資産や能力等を活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援する制度のこと。
成年後見	認知症、障害などで判断能力が十分でない人を、家庭裁判所から選任された成年後見人等が法律面や生活面で支援する制度。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度がある。
ダブルケア	1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面すること。
地域包括ケアシステム	住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に切れ目なく提供される体制の整備を目指したシステムのこと。
地域包括支援センター	地域包括ケアシステムの実現を目的として、市町村が設置する中核的な機関のこと。
DV (ディーバイ)	「Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略称で、夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。
ニート	総務省が行っている労働力調査における、15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない人のこと。
日常生活自立支援事業	知的障害、精神障害、認知症等で判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

用語	説明
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症高齢者やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援を行う人のこと。
ネウボラ	フィンランドの母子支援制度で「助言の場」という意味。地域社会から孤立し、妊娠や育児に不安を抱える子育て家庭が増える中、担当保健師が妊娠・出産から子育て期にわたって親子を切れ目なく支援する仕組み。
8050（ハチマルゴーマル）問題	ひきこもりの長期化・高齢化から引き起こされる社会問題で、主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。
避難行動要支援者	高齢者や障害のある人等、災害時に自力での避難や避難所等での生活が困難な人のこと。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
ボランティアコーディネーター	ボランティア活動を行いたい人とボランティアを必要とする人・組織などをつなぐ専門職、またはその立場のこと。
民生委員・児童委員	「民生委員法」に基づき委嘱された、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う人。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、民生委員は子どもの見守りや子育ての相談等を行う「児童委員」を兼ねており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
老老介護	高齢者が高齢者を介護すること。

島田市地域福祉計画・島田市地域福祉活動計画

発行・編集

島田市健康福祉部福祉課

〒427-8501 静岡県島田市中心部1番の1

TEL：0547-36-7407 FAX：0547-37-0235

E-mail：fukushi@city.shimada.lg.jp

社会福祉法人島田市社会福祉協議会

〒427-0056 静岡県島田市大津通2番の1

TEL：0547-35-6247 FAX：0547-34-3261

E-mail：fureai@shimada-shakyo.jp

発行年月：令和4年3月

島田市地域福祉計画・島田市地域福祉活動計画

発行・編集

島田市健康福祉部福祉課

〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1

TEL:0547-36-7407 FAX:0547-37-0235

E-mail:fukushi@city.shimada.lg.jp

社会福祉法人島田市社会福祉協議会

〒427-0056 静岡県島田市大津通2番の1

TEL:0547-35-6247 FAX:0547-34-3261

E-mail:fureai@shimada-shakyo.jp

発行年月:令和4年3月